

FOR コミニケット「規約」

第一条(任意団体の名称)

この会は任意団体であり、名称を「FOR コミニケット」(ふおーこみにけっと)と称する。
略称は「FOR コミ」(ふおーこみ)とする。

第二条(本部と事務局)

FOR コミニケットの本部は日本国愛知県名古屋市内に置く。
FOR コミニケットの事務局は日本国愛知県内に置く。

第三条(目的)

FOR コミニケットは以下の目的のために活動する。

- ・ 会員相互、同人活動を行なう人たちみんなが、和気あいあいとなれる環境作り、すべてのコミュニケーションの発展
- ・ 無限の可能性を持った「コミケ」の主体的な補完
- ・ 基本人権の尊重と、そのための不断の努力
- ・ 同人活動関係者の市民権の安定化、多面的な文化を大切にし、新しい世界の創造

第四条(運営)

FOR コミニケットの運営は役員と会員が共に協力し合って行う。

第五条(役員)

FOR コミニケットの役員は以下のとおりとする。

役員は、執行幹部会において選任または解任し、会員に公告する。

役員の任期は、執行幹部会・総会の議による他は、本人が辞任するまで暦年ごとに継続する。

- ・ 代表 1名置く
- ・ 副代表 3名以内置く
- ・ 幹事長 1名置く
- ・ 会計 1名置く
- ・ 委員長 常任委員会の設置数に合わせて置く
- ・ 監査 若干名置く
- ・ 顧問 置くことが出来る

第六条(執行幹部会と委員会)

1. FOR コミニケットの運営方針の立案決定は、代表、副代表、幹事長、会計、委員長によって構成される執行幹部会がこれをおこなう。この5役を執行幹部と称する。
2. FOR コミニケットの専門的な運営方針は、常任委員会で議論をして執行幹部会に立案する。
常任委員会は、執行幹部会で必要に応じて設置する。また、必要があれば特別委員会を設置できる。
3. FOR コミニケットのスタッフ(規約第十一條)は、委員長の承認があれば各委員会の委員になることができる。

第七条(会員総会)

FOR コミニケットの最高意思決定機関として、総会を置く。

総会は、執行幹部会が必要と認めたとき、または、会員の内、10分の1以上または、15人以上のいずれかの要請があったとき、速やかに開催する。

総会では、重要事項の決定、役員の罷免、会の解散について議決することができる。

第八条(会員)

会員はオンラインもしくは郵便、またはオフライン(役員に直接会って)で必要な個人情報を提供した者とする。

第九条(入会と友好サークル・友好団体の登録)

1. FOR コミニケットの目的に賛同して、必要な個人情報を提供して会員登録をした者は、誰でも無料で FOR コミニケットに入会できる。ただし、過去に本規約の禁止事項に違反した者や、違反する恐れがあると判断された者については入会をお断りする場合がある。
2. 以下の条件を全て満たすサークル・団体は、FOR コミニケットの友好サークル・友好団体として登録できる。
 - (1) FOR コミニケットの執行幹部 1 名以上と相手サークル・団体の幹部が友人関係であること。
 - (2) 相互に協力・友好関係が現に築けていること。
 - (3) 相手サークル・団体が FOR コミニケットを友好サークルと認めていていること。

第十条(贊助会員)

会員は、所定の年会費を払うことにより、贊助会員となることができる。

贊助会員制度についての詳細は、別途細則に定める。

第十二条(禁止行為)

1. 会の運営上必要な場合、その一部をスタッフが分担する。
2. スタッフの責任者として本部長・支部長を執行幹部会の決定により選任する。各本部・支部のスタッフは各本部長・支部長が執行幹部会の承認をもって決定する。
3. 愛知県には名古屋本部と複数の支部を、他の都道府県には一つの支部を設置することができる。
4. 隣接する 3 つ以上の支部は、その地区的総支部連合会を設置することができる。

第十三条(個人情報)

1. FOR コミニケットの会員の個人情報は、執行幹部と代表が指名した事務局担当スタッフが管理責任を負う。
2. FOR コミニケットは会員より取得した個人情報を適切に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に努めます。
また、会員より取得した個人情報は利用目的の範囲内で利用し、会員の同意を得た第三者を除く者に提供、開示等一切いたしません。
3. FOR コミニケットが、上記 2 における会員の同意に基づき個人情報を提供する第三者には、会員の個人情報を漏えいや再提供等しないよう、契約により義務づけ、適切な管理を実施します。
4. FOR コミニケットは、会員に有益と思われる情報、又は提携先の商品、サービス等の情報を、電子メール、郵便等により会員に送信もしくは送付し、又は電話する場合があります。会員は、本人がお申し出いただくことにより、これらの取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
5. FOR コミニケット会員が、会員本人の個人情報の照会、修正等を希望する場合、苦情や相談がある場合には、FOR コミニケット事務局窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応します。
6. FOR コミニケットは、FOR コミニケットが保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記各項における取り組みを組織的かつ定期的かつ継続的に見直し、改善していきます。

付則 この規約の第一回改正は、2003年9月28日をもって発効した。

この規約の第二回改正は、2004年12月28日をもって発効する。

この規約の第三回改正は、2008年8月10日をもって発効する。

この規約の第四回改正は、2010年11月27日をもって発効する。

この規約の第五回改正は、2012年3月7日をもって発効する。

この規約の第六回改正は、2013年3月8日をもって発効する。

この規約の第七回改正は、2014年8月6日をもって発効する。

この規約の第八回改正は、2015年12月12日をもって発効する。